東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	補足-140-15 改 1
提出年月日	平成 30 年 8 月 17 日

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 に係る補足説明資料のうち

補足-140-15【基本設計方針から工認添付説明書および

様式-1への展開表

(その他附属施設緊急時対策所)】

平成30年8月日本原子力発電株式会社

基本設計方針から工認添付説明書及び様式-1~の展開表

【対象施設:緊急時対策所】

【凶%周段·米沙科凶来四】			
基本設計方針	計方針	工刻孫仁詩田書との間核	田
変 更 前	変 更 後	上部が川 祝り青く ツ角所	深た I 、COJK KW AA
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設		
を定める省令」,「実用発電用原子炉及びその附属施設	の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実		
の位置,構造及び設備の基準に関する規則」及び「実	用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関す	I	7.7.分析让分析日/
用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関す	る規則」並びにこれらの解釈による。		(九部のた義のみ)
る規則」並びにこれらの解釈による。			
第1章 共通項目	第1章 共通項目		
緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等,2.	緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等,2.		
自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する	自然現象, 4. 溢水等, 3. 火災, 5. 設備に対する		
要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等に	要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等に		
よる破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等,	よる破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等,		16日本のより田野人の別井 1
5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関, 5.8 電気設備の設	5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関, 5.8 電気設備の設	I	1. 大油で加力の47の以前
計条件を除く), 6 その他 (6.4 放射性物質による	計条件を除く), 6. その他 (6.4 放射性物質による		
汚染の防止を除く)」の基本設計方針については,原	汚染の防止を除く)」の基本設計方針については,原		
子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項	子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項		
目」に基づく設計とする。	目」に基づく設計とする。		
第2章 個別項目	第2章 個別項目	Ⅴ-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計
1. 緊急時対策所	1. 緊急時対策所	2. 基本方針	(1) 設置場所等に関する設計
1.1 緊急時対策所の設置等	1.1 緊急時対策所の設置等		
発電用原子炉施設には,原子炉冷却系統に係る	(1) 緊急時対策所の設置		
発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した	発電用原子炉施設には,原子炉冷却系統に係る		
場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中	発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生し		
央制御室以外の場所に設置する。	た場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所		
	(東海,東海第二発電所共用(以下同じ。))を		
	中央制御室以外の場所に設置する。		
	[46条1]		
	なお、緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿		
	泊・休憩室から構成し,緊急時対策所建屋に設置		
	する設計とする。		
	[76条1]		
	(2) 必要な条件		
	緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合に		
ı	おいても,当該事故等に対処するための適切な措	ı	ı
	置が講じることができるよう, 緊急時対策所機能		(冒頭宣言)
	に係る設備を含め、以下の設計とする。なお、緊		
	急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室		

			-
基 4	基本設計方針	2日97年田県十次6年	本子 1 人名阿里特
変 更 前	変 更 後	上部がけずり書とり選択	(表式 1 ~7.2) 及 突 指 米
	から構成し、緊急時対策所建屋に設置する設計と		
	する。 [76条1]		
	a. 阿農性及い阿律波性	7,	(°=
	緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合に	2. 基本方針	(1) 設置場所等に関する設計
	おいても当該事故等に対処するための適切な措		a. 耐震設計
	置が講じられるよう,その機能に係る設備を含	V-2-10-5 緊急時対策所の耐震性に関する説明書	b. 耐津波設計
I	め、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を		
	要失しないよう設計するとともに, 基準津波の影		
	響を受けない設計とする。		
	[76条2]		
	b. 中央制御室に対する独立性	V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計
	緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室	2. 基本方針	(1) 設置場所等に関する設計
	との共通要因により同時に機能喪失しないよう,		c. 中央制御室に対する独立設計
I	中央制御室に対して独立性を有する設計とする		
	とともに,中央制御室とは離れた位置に設置又は		
	保管する設計とする。		
	[76 \& 3]		
		▼ 1-0-3-1	9 較刍柱対策所の設署築に関する設計
		A _1 _ 3 _ 3 元 4 女 1 女 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 & 2 1 &	,
	緊急時対策所には,常用電源設備給電からの給		(2) 代替電源設備に関する設計
	電が喪失した場合に,代替電源設備である緊急時	3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	
	対策所用発電機(東海,東海第二発電所共用(以		
	下同じ。))からの給電が可能な設計とする。な		
	お,緊急時対策所用発電機は,プルーム通過時に		
I	おいて、燃料を自動で補給し運転継続できる設計		
	243。		
	[76条4]		
	緊急時対策所用発電機は,1台で緊急時対策所		
	に給電するために必要な容量を有するものを,2		
	台設置することで、多重性を有する設計とする。		
	[76条6]		
	(3) 緊急時対策所の機能	V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	3. 緊急時対策所機能に係る設計
	緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備え	2. 基本方針	(1) 居住性の確保に関する設計
	ることにより緊急時対策所機能を確保する。		
	a. 居住性の確保	V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
I	緊急時対策所は,原子炉冷却系統に係る発電	2. 基本方針	
	用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した		
	場合に適切な措置をとるために必要な要員を		
	収容できるとともに、それの要目が必要な期間		

基本記	基本設計方針	工製液体静田書との関係	株式1~の反映終期
変 更 前	変 更 後	그 마다 한지 기 하는 것 기를 즉 으로 살살 되지	イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	にわたり滞在できる設計とする。		
	[46条2]		
	緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合	V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	3. 緊急時対策所機能に係る設計
	においても, 重大事故等に対処するために必要	2. 基本方針	(1) 居住性の確保に関する設計
	な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破	3.1 居住性の確保	a. 方針の決定
	損等による発電所外への放射性物質の拡散を		b. 設備仕様の確認等
	抑制するための対策に対処するために必要な	V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	(a) 換気設備等
	数の要員を含め, 重大事故等に対処するために	2. 基本方針	(b) 生体遮蔽装置
I	必要な数の要員を収容することができるとと	3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措	
	もに, 重大事故等に対処するために必要な指示	鮰	
	を行う要員がとどまることができるよう, 適切		
	な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所		
	の居住性を確保する。		
	[76条9]		
	重大事故等が発生した場合における緊急時	V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	3. 緊急時対策所機能に係る設計
	対策所の居住性については, 想定する放射性物	2. 基本方針	(1) 居住性の確保に関する設計
	質の放出量等を東京電力ホールディングス株	3.1 居住性の確保	c. 居住性に関する評価
	式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、		(a) 被ばく評価並びに放射線の遮蔽評価及び
	かつ緊急時対策所内でのマスクの着用, 交替要	V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	熱除去の評価
	員体制,安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考	2. 基本方針	
ı	慮しない条件においても,「原子力発電所中央	3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措	
	制御室の居住性に係る被ばく評価手法につい	鮰	
	て(内規)」の手法を参考とした被ばく評価に	4. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価	
	おいて,緊急時対策所にとどまる要員の実効線		
	量が事故後7日間で100 mSv を超えない設計と		
	する。		
	[76条11]		
	緊急時対策所 <mark>内の</mark> 酸素濃度及び二酸化炭素	V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	3. 緊急時対策所機能に係る設計
	濃度が活動に支障がない範囲にあることを把	2. 基本方針	(1) 居住性の確保に関する設計
	握できるよう,酸素濃度計 (東海,東海第二発	3.1.1 換気空調系設備等	P. 設備仕様の確認等
	電所共用)(個数1(予備1))及び二酸化炭素	3.1.3 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計	(a) 換気設備等
	濃度計(東海,東海第二発電所共用)(個数1(予		(c) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計
	備 1)) を保管する設計とするとともに室内へ	V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	c. 居住性に関する評価
I	の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防	2. 基本方針	(b) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価
	止するための確実な判断ができるよう、放射線	3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措	
	量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ	뢷	
	及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設		
	計とする。		
	[76条19]		

基本設計方針	計方針	24 HH 32 ("# DU 75") / 25 Um -1-	H 17 11 1 1 6 7 1 4 3 1	
変 更 前	変 更 後	上談你打就明書との阅涂	保み 1 への反映結果	
	緊急時対策所には、重大事故等時 <mark>が発生した</mark> V-1	V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	3. 緊急時対策所機能に係る設計	
	場合においても発電所の内外の通信連絡をす 3.3	3 通信連絡	(3) 通信連絡に関する設計	
ı	る必要のある場所と通信連絡できる設計とす			
	, v			
	[76条22]			
	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の V-1	V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	3. 緊急時対策所機能に係る設計	
	損壊その他の異常が発生した場合において,通 3.3	3.3 通信連絡	(3) 通信連絡に関する設計	
	信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊			
	急時対策支援システム(ERSS)〜必要なデ			
	ータを伝送できるデータ伝送装置を設置する			
	設計とする。データ伝送設備(発電所外)につ			
	いては, 通信方式の多様性を確保した専用通信			
ı	回線に伝送できる設計とする。			
	[46 条 6]			
	緊急時対策支援システム(ERSS)〜必要			
	なデータを伝送できるデータ伝送設備 (発電所			
	外) については,重大事故等が発生した場合に			
	おいても必要なデータを伝送できる設計とす			
	Ñ			
	[76条24]			
主要対象設備	2. 主要対象設備			
緊急時対策所の対象となる主要な設備について,	緊急時対策所の対象となる主要な設備について,		ı	
「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。	「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。	ı	(「主要設備リスト」による)	
				_